

## 裁判官の年収及び退職手当(推定計算)の総括表

令和1年7月1日 時点

59期弁護士 山中理司(大阪)

\* 1 号別在職人数は最高裁の開示文書によるものであるのに対し、修習期ごとの分布は筆者の独自集計によるものであるから、両者の合計は一致しない。

\* 2 判事4号までは勤続期間に応じて平等に昇給するものとされていることから、判事4号以下の修習期ごとの年収については、それぞれの修習期の年収にほぼ一致していると思われる。

\* 3 1級地の地域手当20%は、東京高裁、知財高裁又は東京地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

2級地の地域手当16%は、大阪高裁、大阪地家裁本庁、横浜地家裁本庁又は横浜地家裁川崎支部に勤務する裁判官に適用される。

3級地の地域手当15%は、名古屋高裁、千葉地家裁本庁又は名古屋地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

4級地の地域手当12%は、東京地家裁立川支部、横浜地家裁相模原支部又は神戸地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

5級地の地域手当10%は、広島高裁、福岡高裁、横浜地家裁小田原支部・横須賀支部、千葉地家裁松戸支部、水戸地家裁土浦支部、大阪地家裁堺支部、京都地家裁、神戸地家裁尼崎支部・伊丹支部、奈良地家裁本庁、大津地家裁本庁、津地家裁四日市支部、広島地家裁本庁又は福岡地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

6級地の地域手当6%は、仙台高裁、高松高裁、さいたま地家裁川越支部・越谷支部、宇都宮地家裁、前橋地家裁高崎支部、静岡地家裁本庁・沼津支部、甲府地家裁本庁、大阪地家裁岸和田支部、神戸地家裁明石支部、奈良地家裁葛城支部、和歌山地家裁本庁、名古屋地家裁岡崎支部、津地家裁本庁、岐阜地家裁本庁、仙台高裁、仙台地家裁本庁又は高松地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

7級地の地域手当3%は、札幌高裁、さいたま地家裁熊谷支部、千葉地家裁更津支部、宇都宮地家裁真岡支部、前橋地家裁本庁・松本支部・諏訪支部・伊那支部、新潟地家裁本庁、静岡地家裁浜松支部・富士支部・掛川支部、神戸地家裁姫路支部、大津地家裁長浜支部、名古屋地家裁豊橋支部・一宮支部・半田支部、津地家裁伊賀支部、岐阜地家裁大垣支部・多治見支部、福井地家裁本庁、金沢地家裁本庁、富山地家裁周南支部、岡山地家裁小倉支部、長崎地家裁本庁、徳島地家裁本庁・阿南支部又は札幌地家裁本庁に勤務する裁判官に適用される。

\* 4 地域手当支給地域に6か月を超えて在勤した職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、1年目は異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合、2年目は1年目の80%の地域手当が支給されている(地域手当の異動保障)。

\* 5 自宅及び職場の両方が60km以上離れた地域への異動があった場合、3年間、報酬、扶養手当等の合計の5%(60km以上300km未満の場合)又は10%(300km以上の場合)が広域異動手当として支給される。

ただし、地域手当の異動保障及び広域異動手当については、いずれが多い方しか支給してもらえない。

\* 6 最高裁長官の退職手当は、東京高裁長官を経て最高裁に5年1月在職したものとして計算し、最高裁判事の退職手当は、その他の高裁長官を経て最高裁に5年1月在職したものとして計算した。最高裁判官の勤続期間につき、勤続期間の年未満の端数は切り上げであり、支給率は1年当たり2.4月である。

\* 7 50歳以上の裁判官が早期退職募集制度を利用して依頼退官した場合、退職手当の支給率は定年の場合と同じになること(かんがみ)、**25年以上勤務した裁判官の退職手当については、定年等支給率に基づいて計算した**(ただし、分限裁判を受けた岡口基一裁判官は対象外である)。\* 8 退職手当の基本額は、退職時の報酬月額×支給率であり、退職手当の調整額は、調整月額×60月(退官直前5年間の号棒に基づいて計算する)である。支給率は勤続期間に応じて定まるものであり、勤続期間の年未満の端数は切り捨てとなるため、**判事補の任期満了直前に依頼退官した場合、勤続期間は9年となる**。

\* 9 平成30年1月1日以降、退職手当の調整額は退職手当の基本額の8.3%となる(国家公務員退職手当法6条の4第4項5号ロ・附則26項)。勤続期間が24年以下の自己都合退職の場合、退職手当の調整額は半分となり(法6条の4第4項3号)、勤続期間が9年以下の自己都合退職の場合、退職手当の調整額はない(法6条の4第4項3号)。

\* 10 「号別在職人数」及び「修習期ごとの分布」につき、民間企業長期研修、海外留学、育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をしている裁判官は含まれるもの、行政機関等への出向又は弁護士職務経験をしている裁判官は含まれない。

番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	号別在職人数	⑫令和元年7月1日現在修習期ごとの分布		地域手当0%年収	地域手当3%年収	地域手当6%年収	地域手当10%年収	地域手当12%年収	地域手当15%年収	地域手当16%年収	地域手当20%年収	退職手当(基本額及び調整額の合計)				修習期	号棒		
					修習期	人数									退職手当勤続年数	自己都合支給率	定年等支給率	基本額	退職手当の調整額			
1	最高裁長官	¥2,010,000		1	29期	1									¥40,493,460	6年勤務として14.4月分とする。 東京高裁長官としての分	¥28,944,000 ¥68,414,706		¥2,402,352 ¥5,678,420	¥105,439,478	29期	最高裁長官
2	最高裁判事 (期外は3人)	¥1,466,000		14	27期～34期	11									¥29,534,036	6年勤務として14.4月分とする。 その他の高裁長官としての分	¥21,110,400 ¥63,357,552		¥1,752,163 ¥5,258,676	¥91,478,791	27期～34期	最高裁判事 (期外は3人)
3	東京高裁長官	¥1,434,000		1	34期	1									¥28,325,276	40	47,709 ¥68,414,706		¥5,678,420 ¥68,616,228	¥74,093,126	34期	東京高裁長官
4	その他の高裁長官	¥1,328,000		7	32期～35期	7	¥22,670,945	¥23,299,030	¥24,136,476	¥25,183,284	¥25,392,646				40	47,709 ¥63,357,552		¥5,258,676 ¥5,258,676	32期～35期	その他の高裁長官		
5					31期	1									40	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	31期			
6					32期	1									39	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	32期			
7					33期	14									38	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	33期			
8	判事1号	¥1,175,000		154	34期	17	¥19,892,750	¥20,459,570	¥21,026,390	¥21,782,150	¥22,160,030	¥22,726,850	¥22,915,790	¥23,671,550	37	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	34期	判事1号		
9					35期	23									36	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	35期			
10					36期	29									35	47,709 ¥56,058,075		¥4,652,820 ¥60,710,895	36期			
11					37期	31									34	46,83015 ¥55,025,426		¥4,567,110 ¥59,592,536	37期			
12					38期	43									33	45,32355 ¥53,255,171		¥4,420,179 ¥57,675,350	38期			
13					39期	45									32	43,81695 ¥45,350,543		¥3,764,095 ¥49,114,638	39期			
14	判事2号	¥1,035,000		159	40期	60	¥17,522,550	¥18,021,834	¥18,521,118	¥19,186,830	¥19,519,686	¥20,018,970	¥20,185,398	¥20,851,110	31	42,31035 ¥43,791,212		¥3,634,670 ¥47,425,882	40期	判事2号		
15					41期	40									30	40,80375 ¥42,231,881		¥3,505,246 ¥45,737,127	41期			
16					42期	65									29	39,29715 ¥40,672,550		¥3,375,821 ¥44,048,371	42期			
17					43期	68									28	37,79055 ¥39,113,219		¥3,246,397 ¥42,359,616	43期			
18	判事3号	¥965,000		366	44期	53	¥16,337,450	¥16,802,966	¥17,268,482	¥17,889,170	¥18,199,514	¥18,665,030	¥18,820,202	¥19,440,890	27	36,28395 ¥35,014,012		¥2,906,162 ¥37,920,174	44期	判事3号		
19					45期	77									26	34,77735 ¥33,560,143		¥2,785,491 ¥36,345,634	45期			
20					46期	85									25	33,27075 ¥32,106,274		¥2,664,820 ¥34,771,094	46期			
21					47期	82									24	26,3655 ¥25,442,708		¥1,055,872 ¥26,498,580	47期			
22					48期	87									23	24,6915 ¥23,827,298		¥988,833 ¥24,816,130	48期			
23	判事4号	¥818,000		532	49期	91	¥13,848,740	¥14,243,343	¥14,637,946	¥15,164,084	¥15,427,152	¥15,821,756	¥15,953,290	¥16,479,428	22	23,0175 ¥18,828,315	</					